No.0074/2015/10/28



税の富裕層包囲網、順々に

富裕層包囲網とは

以前にもお話しました金融資産5億円以上を保有する「超富裕層」といわれる資産家を包囲する国税の体制については、まとめると右の5つのステップになります。このうち国外財産調書の平成26年分の提出結果が、先日公表されました。

富裕層を囲い込む管理体制強化策

- 1. 国外財産調書 →2014 年から実施済
- 2. 出国税 (国外転出時にみなし譲渡益課税)→2015年7月から実施済
- 3. 財産債務調書 (個人版貸借対照表)→2016 年から
- 4. 自動的情報交換 (非居住者の金融口座情報)→2017 年から
- 5. マイナンバーによる金融資産・所得の一括管理 →2021 年から

平成 26 年分の国外財産調書の提出状況

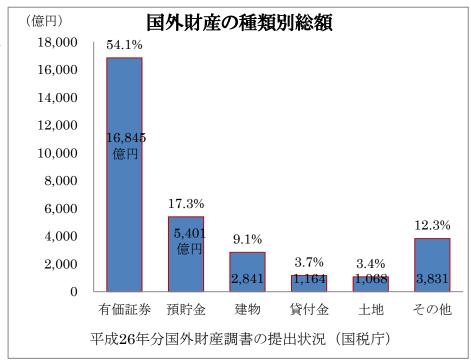
国税庁の発表によると、国外財産調書制度に基づいて、去年の年末時点での資産を申告した8,184人についてまとめたところ、資産の総額は3兆1,150億円で、前の年よりも6,000億円増え、1人当たりの平均は3億8,000万円となりました。この制度は日本国内に住んでいて海外に5,000万円を超える資産を保有している日本人などの富裕層に対し、毎年、資産の内容を税務署に申告することを義務づける制度で去年から、始まりました。

これを種類別にみると、株式などの有価証券が1兆6,845億円と全体の54%を占め、次いで預貯金の5,401億円、

建物の2.841億円となっています。

海外資産の総額が大幅に増えたのは、 申告した人が前の年よりも2,600人以上 多かったためで、国税庁によりますと、富 裕層への申告制度の周知が進んだことが 要因と考えられるということです。

しかし純金融資産保有額が 5 億円以上の「超富裕層」だけでも5.4万世帯、73 兆円の金融資産を持つといわれているのです。(2013 年時点、野村総合研究所調べ) 5,000 万円以上の国外資産を持つ人がたった8,184人、3兆円なのでしょうか。国外資産ゆえに時価が判定しづらいのかもしれません。



富裕層包囲網は次々と続く

今年はさらに対象は 1 億円以上の株式資産が対象ですが、出国税も導入されました。また、富裕層にとってはもっと厄介な「財産債務調書」が平成 27 年分(28 年 3 月申告)の申告期限が近付きます。従来の「財産債務明細書」に代わるもので、年収の合計額が 2000 万円以上に加えて、12 月 31 日時点に評価額が 3 億円以上の資産を保有するか、もしくは総額 1 億円以上の国外資産を保有するかで申告が必要となります。順々に富裕層を囲い込む国税の包囲網に、息苦しさを感じる方も多いことでしょう。